

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

水道機工株式会社
東京都世田谷区桜丘5-48-16

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 5 年 5 月 24 日～令和 5 年 9 月 23 日（4ヵ月）
関東区域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）

3 指名停止理由

水道機工(株)は、令和5年2月10日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(営業停止45日間)を受けた。
また同日、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(営業停止22日間)を受けた。
さらに同日、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(指示)を受けた。
このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件
別表第2第13号(建設業法違反行為)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
(建設業法違反行為) 13 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内